

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	経済部 農林水産課 管理係
不利益処分名	徳島市立食肉センター内における無許可営業者に対する退去命令
根 拠 法 令	徳島市立食肉センター条例
根 拠 条 項	第41条第2項
連 絡 先	食肉センター(電話 632-0321)
処 分 基 準	<p>第41条 と畜業者が第8条の許可を受けてと畜業を営む場合並びに卸売業者、買受人及び付属営業人がそれぞれの許可を受けた業務を行う場合を除くほか、食肉センター内において物品の販売その他の営業行為をしてはならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の規定に違反した者に対し、食肉センター外に退去を命ずることができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)